

## 多古町いじめの防止等のための基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「多古町いじめの防止等のための基本的な方針」は、児童生徒がいじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者とならずに、安心して学校生活をおくることができる環境を整えることを目的として、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめへの対処）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### 1 いじめの定義

#### 《いじめ防止対策推進法 第2条》

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要であり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

なお、児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となり、継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

あわせて、いじめの問題への取組の重要性についての認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対処の前提であり、また、教職員をはじめとしたいじめから子どもたちを守る全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情確認（その児童生徒の家庭環境など背景を含んだ総括的なもの）した上で、適切に指導するとともに、いじめが発生したクラスや部活動等の集団の状況を適切に把握し、併せて、必要な指導を行い、再発防止を徹底することが重要である。

このため、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことや、学校における組織的な対応、事案に応じて関係機関との連携が必要である。

### 3 いじめの防止等のための対策

#### (1) 道徳教育・体験活動の推進

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じ、いじめを許さない環境づくりを推進する。
- ② 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、命を大切にすることを育むことにより、いじめの防止、早期発見に努める。
- ③ 発達段階に即した確かな児童・生徒理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導等共通理解の中でいじめの防止に努める。

#### (2) 相談体制の整備

- ① いじめについて、児童生徒や保護者が相談できる「24時間子供 SOS ダイアル」(子どもと親のサポートセンター)「子どもの人権 110 番」(法務省)「ヤング・テレホン」(千葉県警察)などの周知に努める
- ② 県が作成する「いじめ防止啓発カード」「いじめ防止リーフレット」を児童生徒に配布し、相談窓口を周知する。
- ③ 児童生徒及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用を推進する。
- ④ 児童生徒、保護者の相談に適切に応じ、学校と教育委員会が連携してその支援・解決に努める。
- ⑤ 教育委員会は必要に応じて弁護士等の専門家の派遣を行う。

#### (3) いじめ防止等の対策に従事する人材の資質の向上

- ① 全ての教職員がいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上を図るため、「『いじめゼロ』へ！千葉県版教職員向けいじめ防止

指導資料集」等を活用したいじめの問題に関する校内研修を実施する。

- ② 教育委員会は、教職員に対し、いじめ防止対策推進法の意義やいじめに対する意識の醸成に努める。

#### (4) 早期発見のための取組

- ① 各小・中学校におけるいじめ防止基本方針により、早期発見のための取組を推進する。
- ② 児童生徒に対する定期的なアンケート調査や個人面談等の取組を推進する。状況について教育委員会と共有し、速やかに対処する。
- ③ 教育委員会は、いじめの疑いを認知した際は、徹底した調査の実施とともに、適切な指導を行う。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 児童生徒に対し、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、情報リテラシー、情報モラルに関する教育を充実させる。
- ② 教職員にはネットいじめ対策等の研修を行うとともに、保護者への啓発を行う。
- ③ 「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」と連携し、ネットいじめを発見した際は、適切に対処する。

#### (6) いじめに対する対処

- ① いじめの事実が確認された場合、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。
- ② いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- ③ いじめを受けた児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた

疑いがある場合は、速やかに警察に通報する等、関係機関との連携も含め適切に対処する。

- ④ 重大事態及び重大事態と同種の事態に対しては、国基本方針、県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月 14 日策定 文部科学省）、及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月 文部科学省）により、疑いが生じた時点で、学校と教育委員会が連携して組織的に適切に対応する。

#### (7) 点検・評価

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、改善に向けた取組を推進する。
- ② 教職員が子どもと向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校運営の改善を支援する。
- ③ 多古町は、いじめに関する個別の事案に関して、必要に応じて県に情報提供するとともに 県と連携していじめへの対処が進むように努める。